

代用有価証券等の掛目の変更等に伴う

「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則」等の一部改正について

I. 改正趣旨

代用有価証券（充用有価証券）の代用価格（充用価格）算出のために時価に乗すべき率等について、直近の市場実勢を踏まえた水準に見直しを行うとともに、今後、改正後の諸規則をより早期に施行するため、証券取引等清算業務について規定する「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則」等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

（備 考）

○ 時価に乗すべき率の見直し

- ・ 代用有価証券のうち債券の代用価格算出のために時価に乗じる率等について、直近の市場実勢を踏まえた水準に変更を行う。
- ・ 「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則」別表 1 においては掛目の上限及び算出方法を定め、代用価格算出に使用する掛目は「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い」別表 4 において定めるように変更する。

- ・ 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則別表 1
- ・ 業務方法書の取扱い 別表第 1
- ・ 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い 第 9 条及び別表 4
- ・ 商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い 別表第 1
- ・ 商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い 別表 3

III. 施行日

2022年10月11日から施行する。

以 上

「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則」等の一部改正新旧対照表

目 次

1. 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則
2. 業務方法書の取扱い
3. 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い
4. 商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い
5. 商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い

先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新				旧			
別表 1 代用有価証券等の種類及びその代用価格等に関する表				別表 1 代用有価証券等の種類及びその代用価格等に関する表			
1 (略)				1 (略)			
2 前項の有価証券等の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。				2 前項の有価証券等の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。			
有価証券等の種類		時価	時価に乘ずべき率	有価証券等の種類		時価	時価に乘ずべき率
国債証券 (物価連動国債にあっては国債店頭清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値 (物価連動国債にあっては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値)	上限を100分の99として、国債証券の種類及び残存期間に応じて、金利が大きく変動した時期の価格変動率を加味した過去10年間の価格下落率を算出し、その99%カバー最小値(注8)を1から減じ100分の1未満を切り捨てた率として当社の定める率	国債証券 (物価連動国債にあっては国債店頭清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値 (物価連動国債にあっては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値)	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の92 (2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99 (3) 物価連動国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の96 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の96 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の96 f 残存期間30年超のもの 100分の96 (4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)			売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	

							内のもの 100分の98 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年超のもの 100分の91
政府保証債券 金融商品取引法第21条に定める債券（注3）	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	上限を100分の99として、残存期間に応じて、金利が大きく変動した時期の価格変動率を加味した過去10年間の価格下落率を算出し、その99%カバー最小値（注8）を1から減じ100分の1未満を切り捨てた率として当社の定める率	政府保証債券 金融商品取引法第21条に定める債券である円貨債券（注3）	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 (6) 残存期間30年超のもの 100分の91
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所（注1）における最終価格（注2）			売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所（注1）における最終価格（注2）	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の95 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の94 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の92 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の90 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の88 (6) 残存期間30年超のもの 100分の88
外国国債証券	アメリカ合衆国財務省証券	ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場	上限を100分の99として、残存期間に応じて、金利が大きく変動した時期の価格変動率及び為替が大きく変動した時期の為替レート変動率を加味した過去10年間の価格下落率を算出し、その99%カバー最小値（注8）を1から減じ100分の1未満を切り捨てた率として当社の定める率	外国国債証券	アメリカ合衆国財務省証券	ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の95 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の94 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の92 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の90 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の88 (6) 残存期間30年超のもの 100分の88
	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	ロンドン市場における前日の最終の気配相場			グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	ロンドン市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の91 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の90 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の89 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の87 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の85 (6) 残存期間30年超のもの 100分の83
	ドイツ連邦共和国政府が発行するユーロ建債券	フランクフルト市場における前日の最終の気配相場			ドイツ連邦共和国政府が発行するユーロ建債券	フランクフルト市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間1年以内のもの 100分の93 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の92 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の91 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の88 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の85 (6) 残存期間30年超のもの 100分の82

[illegible]

<u>値について、一の数値以下の数値の個数が、対象となるすべての数値の個数の10分の99以上となる場合の当該数値のうち最小の数値をいう。</u> 3 (略) 付 則 この改正規定は、令和4年10月11日から施行する。	3 (略)
--	--------------

業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新				旧			
別表第 1				別表第 1			
代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表				代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表			
1 業務方法書第 15 条の 2 第 4 項及び第 5 項、第 16 条第 5 項及び第 6 項、第 52 条第 3 項及び第 4 項並びに第 70 条第 3 項及び第 4 項に定める当社が適当と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。				1 業務方法書第 15 条の 2 第 4 項及び第 5 項、第 16 条第 5 項及び第 6 項、第 52 条第 3 項及び第 4 項並びに第 70 条第 3 項及び第 4 項に定める当社が適当と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。			
有価証券の種類		時価	時価に乗すべき率	有価証券の種類		時価	時価に乗すべき率
国債証券 (物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値(物価連動国債にあっては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値)	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100 分の99 b 残存期間1年超5 年以内のもの 100 分の98 c 残存期間5年超10 年以内のもの 100 分の97 d 残存期間10年超20 年以内のもの 100 分の96 e 残存期間20年超30 年以内のもの 100 分の93 f 残存期間30年超のもの 100 分の92	国債証券 (物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値(物価連動国債にあっては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値)	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100 分の99 b 残存期間1年超5 年以内のもの 100 分の98 c 残存期間5年超10 年以内のもの 100 分の98 d 残存期間10年超20 年以内のもの 100 分の96 e 残存期間20年超30 年以内のもの 100 分の93 f 残存期間30年超のもの 100 分の92
			(2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100 分の99 b 残存期間1年超5 年以内のもの 100 分の99 c 残存期間5年超10 年以内のもの 100 分の99 d 残存期間10年超20 年以内のもの 100 分の99				(2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100 分の99 b 残存期間1年超5 年以内のもの 100 分の99 c 残存期間5年超10 年以内のもの 100 分の99 d 残存期間10年超20 年以内のもの 100 分の99
			(3) 物価連動国債 a 残存期間1年以内のもの 100 分の99 b 残存期間1年超5 年以内のもの 100 分の96 c 残存期間5年超10 年以内のもの 100 分の96 d 残存期間10年超20 年以内のもの 100 分の96 e 残存期間20年超30 年以内のもの 100 分の96 f 残存期間30年超のもの 100 分の96				(3) 物価連動国債 a 残存期間1年以内のもの 100 分の99 b 残存期間1年超5 年以内のもの 100 分の96 c 残存期間5年超10 年以内のもの 100 分の96 d 残存期間10年超20 年以内のもの 100 分の96 e 残存期間20年超30 年以内のもの 100 分の96 f 残存期間30年超のもの 100 分の96
			(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100 分の99 b 残存期間1年超5 年以内のもの 100 分の98 c 残存期間5年超10 年以内のもの 100 分の97 d 残存期間10年超20 年以内のもの 100 分の96 e 残存期間20年超30 年以内のもの 100 分の93 f 残存期間30年超のもの 100 分の91				(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100 分の99 b 残存期間1年超5 年以内のもの 100 分の98 c 残存期間5年超10 年以内のもの 100 分の98 d 残存期間10年超20 年以内のもの 100 分の96 e 残存期間20年超30 年以内のもの 100 分の93 f 残存期間30年超のもの 100 分の91
国債証券 (物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100 分の99 b 残存期間1年超5 年以内のもの 100 分の98 c 残存期間5年超10 年以内のもの 100 分の97 d 残存期間10年超20 年以内のもの 100 分の96 e 残存期間20年超30 年以内のもの 100 分の93 f 残存期間30年超のもの 100 分の91	国債証券 (物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100 分の99 b 残存期間1年超5 年以内のもの 100 分の98 c 残存期間5年超10 年以内のもの 100 分の98 d 残存期間10年超20 年以内のもの 100 分の96 e 残存期間20年超30 年以内のもの 100 分の93 f 残存期間30年超のもの 100 分の91
			(2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100 分の99 b 残存期間1年超5 年以内のもの 100 分の99 c 残存期間5年超10 年以内のもの 100 分の99 d 残存期間10年超20 年以内のもの 100 分の99				(2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100 分の99 b 残存期間1年超5 年以内のもの 100 分の99 c 残存期間5年超10 年以内のもの 100 分の99 d 残存期間10年超20 年以内のもの 100 分の99
			(3) 物価連動国債 a 残存期間1年以内のもの 100 分の99 b 残存期間1年超5 年以内のもの 100 分の96 c 残存期間5年超10 年以内のもの 100 分の96 d 残存期間10年超20 年以内のもの 100 分の96 e 残存期間20年超30 年以内のもの 100 分の96 f 残存期間30年超のもの 100 分の96				(3) 物価連動国債 a 残存期間1年以内のもの 100 分の99 b 残存期間1年超5 年以内のもの 100 分の96 c 残存期間5年超10 年以内のもの 100 分の96 d 残存期間10年超20 年以内のもの 100 分の96 e 残存期間20年超30 年以内のもの 100 分の96 f 残存期間30年超のもの 100 分の96
			(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100 分の99 b 残存期間1年超5 年以内のもの 100 分の98 c 残存期間5年超10 年以内のもの 100 分の97 d 残存期間10年超20 年以内のもの 100 分の96 e 残存期間20年超30 年以内のもの 100 分の93 f 残存期間30年超のもの 100 分の91				(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100 分の99 b 残存期間1年超5 年以内のもの 100 分の98 c 残存期間5年超10 年以内のもの 100 分の98 d 残存期間10年超20 年以内のもの 100 分の96 e 残存期間20年超30 年以内のもの 100 分の93 f 残存期間30年超のもの 100 分の91

政府保証債券 金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券(注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち 平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100 分の99 (2) 残存期間1年超5 年以内のもの 100 分の98 (3) 残存期間5年超10 年以内のもの 100 分の97 (4) 残存期間10年超20 年以内のもの 100 分の95 (5) 残存期間20年超30 年以内のもの 100 分の93 (6) 残存期間30年超のもの 100 分の91
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	
外国国債証券	(略)		(1) 残存期間1年以内のもの 100 分の93 (2) 残存期間1年超5 年以内のもの 100 分の92 (3) 残存期間5年超10 年以内のもの 100 分の90 (4) 残存期間10年超20 年以内のもの 100 分の86 (5) 残存期間20年超30 年以内のもの 100 分の82 (6) 残存期間30年超のもの 100 分の79
	フランス共和国政府の発行するユーロ建債券	パリ市場における前日の最終の気配相場	
(略)			

(注) 1. ～ 4. (略)

2 ～ 7 (略)

付 則

この改正規定は、令和4年10月11日から施行する。

政府保証債券 金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券(注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち 平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100 分の99 (2) 残存期間1年超5 年以内のもの 100 分の98 (3) 残存期間5年超10 年以内のもの 100 分の98 (4) 残存期間10年超20 年以内のもの 100 分の95 (5) 残存期間20年超30 年以内のもの 100 分の93 (6) 残存期間30年超のもの 100 分の91
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	
外国国債証券	(略)		(1) 残存期間1年以内のもの 100 分の93 (2) 残存期間1年超5 年以内のもの 100 分の91 (3) 残存期間5年超10 年以内のもの 100 分の90 (4) 残存期間10年超20 年以内のもの 100 分の86 (5) 残存期間20年超30 年以内のもの 100 分の82 (6) 残存期間30年超のもの 100 分の79
	フランス共和国政府の発行するユーロ建債券	パリ市場における前日の最終の気配相場	
(略)			

(注) 1. ～ 4. (略)

2 ～ 7 (略)

先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧																				
<u>(代用有価証券)</u> <u>第 9 条 取引証拠金規則別表 1 第 2 項に規定する</u> <u>国債証券、政府保証債券、金融商品取引法施行</u> <u>令第 2 条の 1 1 に定める債券である円貨債券、</u> <u>外国国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券</u> <u>及び円貨建外国債券の時価に乗すべき率として</u> <u>当社が定める率は、別表 4 に定める。</u> 付 則 この改正規定は、令和 4 年 1 0 月 1 1 日から施行する。 <u>別表 4</u> <u>代用有価証券の時価に乗すべき率に関する表</u> <u>第 9 条に規定する時価に乗すべき率として当社</u> <u>が定める率は以下のとおりとする。</u> <table> <tr> <th>有価証券等の種類</th><th>時価に乗すべき率</th></tr> <tr> <td rowspan="17">国債証券（物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。）</td><td>(1) 国債証券（変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。）</td></tr> <tr> <td>a 残存期間 1 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 99</td></tr> <tr> <td>b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 98</td></tr> <tr> <td>c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 97</td></tr> <tr> <td>d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 96</td></tr> <tr> <td>e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 93</td></tr> <tr> <td>f 残存期間 30 年超のもの $\frac{100}{100}$ の 92</td></tr> <tr> <td>(2) 変動利付国債</td></tr> <tr> <td>a 残存期間 1 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 99</td></tr> <tr> <td>b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 99</td></tr> <tr> <td>c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 99</td></tr> <tr> <td>d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 99</td></tr> <tr> <td>(3) 物価連動国債</td></tr> <tr> <td>a 残存期間 1 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 99</td></tr> <tr> <td>b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 96</td></tr> <tr> <td>c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 96</td></tr> <tr> <td>d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 96</td></tr> </table>	有価証券等の種類	時価に乗すべき率	国債証券（物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。）	(1) 国債証券（変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。）	a 残存期間 1 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 99	b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 98	c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 97	d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 96	e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 93	f 残存期間 30 年超のもの $\frac{100}{100}$ の 92	(2) 変動利付国債	a 残存期間 1 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 99	b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 99	c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 99	d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 99	(3) 物価連動国債	a 残存期間 1 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 99	b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 96	c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 96	d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 96	<u>第 9 条 削除</u> (新設)
有価証券等の種類	時価に乗すべき率																				
国債証券（物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。）	(1) 国債証券（変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。）																				
	a 残存期間 1 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 99																				
	b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 98																				
	c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 97																				
	d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 96																				
	e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 93																				
	f 残存期間 30 年超のもの $\frac{100}{100}$ の 92																				
	(2) 変動利付国債																				
	a 残存期間 1 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 99																				
	b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 99																				
	c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 99																				
	d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 99																				
	(3) 物価連動国債																				
	a 残存期間 1 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 99																				
	b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 96																				
	c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 96																				
	d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの $\frac{100}{100}$ の 96																				

		e. <u>残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの</u> $\frac{100}{100}$分の96 f. <u>残存期間 3 0 年超のもの</u> $\frac{100}{100}$分の96 (4) <u>分離元本振替国債及び分離利息振替国債</u> a. <u>残存期間 1 年以内のもの</u> $\frac{100}{100}$分の99 b. <u>残存期間 1 年超 5 年以内のもの</u> $\frac{100}{100}$分の98 c. <u>残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの</u> $\frac{100}{100}$分の97 d. <u>残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの</u> $\frac{100}{100}$分の96 e. <u>残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの</u> $\frac{100}{100}$分の93 f. <u>残存期間 3 0 年超のもの</u> $\frac{100}{100}$分の91
	政府保証債券 金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券	(1) <u>残存期間 1 年以内のもの</u> $\frac{100}{100}$分の99 (2) <u>残存期間 1 年超 5 年以内のもの</u> $\frac{100}{100}$分の98 (3) <u>残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの</u> $\frac{100}{100}$分の97 (4) <u>残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの</u> $\frac{100}{100}$分の95 (5) <u>残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの</u> $\frac{100}{100}$分の93 (6) <u>残存期間 3 0 年超のもの</u> $\frac{100}{100}$分の91
外国国債証券	アメリカ合衆国財務省証券	(1) <u>残存期間 1 年以内のもの</u> $\frac{100}{100}$分の95 (2) <u>残存期間 1 年超 5 年以内のもの</u> $\frac{100}{100}$分の94 (3) <u>残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの</u> $\frac{100}{100}$分の92 (4) <u>残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの</u> $\frac{100}{100}$分の90 (5) <u>残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの</u> $\frac{100}{100}$分の88 (6) <u>残存期間 3 0 年超のもの</u> $\frac{100}{100}$分の88
	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	(1) <u>残存期間 1 年以内のもの</u> $\frac{100}{100}$分の91 (2) <u>残存期間 1 年超 5 年以内のもの</u> $\frac{100}{100}$分の90 (3) <u>残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの</u> $\frac{100}{100}$分の89 (4) <u>残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの</u> $\frac{100}{100}$分の87 (5) <u>残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの</u> $\frac{100}{100}$分の85 (6) <u>残存期間 3 0 年超のもの</u> $\frac{100}{100}$分の83
	ドイツ連邦共和国政府が発行するユーロ建債券	(1) <u>残存期間 1 年以内のもの</u> $\frac{100}{100}$分の93 (2) <u>残存期間 1 年超 5 年以内のもの</u> $\frac{100}{100}$分の92 (3) <u>残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの</u> $\frac{100}{100}$分の91 (4) <u>残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの</u> $\frac{100}{100}$分の88 (5) <u>残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの</u> $\frac{100}{100}$分の85 (6) <u>残存期間 3 0 年超のもの</u> $\frac{100}{100}$分の82
	フランス共和国政府が発行するユーロ建債券	(1) <u>残存期間 1 年以内のもの</u> $\frac{100}{100}$分の93 (2) <u>残存期間 1 年超 5 年以内のもの</u> $\frac{100}{100}$分の92 (3) <u>残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの</u> $\frac{100}{100}$分の90 (4) <u>残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの</u> $\frac{100}{100}$分の86 (5) <u>残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの</u> $\frac{100}{100}$分の82

		(6) 残存期間30年超のもの 100分の79	
地方債証券		(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の94 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の92 (6) 残存期間30年超のもの 100分の92	
特殊債券（政府保証債券を除く。） 社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）		(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の94 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の92 (6) 残存期間30年超のもの 100分の90	
円貨建外国債券（金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）		(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の97 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の97 (6) 残存期間30年超のもの 100分の97	

商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新				旧			
別表第1				別表第1			
充用有価証券の種類及びその充用価格等に関する表				充用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表			
1 業務方法書第68条第5項及び第6項に定める当社が適当と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。				1 業務方法書第68条第5項及び第6項に定める当社が適当と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。			
有価証券の種類	時価	時価に乘すべき率		有価証券の種類	時価	時価に乘すべき率	
国債証券 (物価連動国債にあつては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値(物価連動国債にあつては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値)	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)	国債証券 (物価連動国債にあつては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値(物価連動国債にあつては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値)	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)
			a 残存期間1年以内のもの				a 残存期間1年以内のもの
			100 分の99				100 分の99
			b 残存期間1年超5 年以内のもの				b 残存期間1年超5 年以内のもの
			100 分の98				100 分の98
			c 残存期間5年超10 年以内のもの				c 残存期間5年超10 年以内のもの
			100 分の97				100 分の98
			d 残存期間10年超20 年以内のもの				d 残存期間10年超20 年以内のもの
			100 分の96				100 分の96
			e 残存期間20年超30 年以内のもの				e 残存期間20年超30 年以内のもの
			100 分の93				100 分の93
			f 残存期間30年超のもの				f 残存期間30年超のもの
国債証券 (物価連動国債にあつては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値(物価連動国債にあつては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値)	(2) 変動利付国債	国債証券 (物価連動国債にあつては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値(物価連動国債にあつては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値)	(2) 変動利付国債
			a 残存期間1年以内のもの				a 残存期間1年以内のもの
			100 分の99				100 分の99
			b 残存期間1年超5 年以内のもの				b 残存期間1年超5 年以内のもの
			100 分の99				100 分の99
			c 残存期間5年超10 年以内のもの				c 残存期間5年超10 年以内のもの
			100 分の99				100 分の99
			d 残存期間10年超20 年以内のもの				d 残存期間10年超20 年以内のもの
			100 分の99				100 分の99
	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(3) 物価連動国債	a 残存期間1年以内のもの		金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(3) 物価連動国債	a 残存期間1年以内のもの
			100 分の99				100 分の99
			b 残存期間1年超5 年以内のもの				b 残存期間1年超5 年以内のもの
			100 分の96				100 分の96
			c 残存期間5年超10 年以内のもの				c 残存期間5年超10 年以内のもの
			100 分の96				100 分の96
			d 残存期間10年超20 年以内のもの				d 残存期間10年超20 年以内のもの
			100 分の96				100 分の96
			e 残存期間20年超30 年以内のもの				e 残存期間20年超30 年以内のもの
			100 分の96				100 分の96
			f 残存期間30年超のもの				f 残存期間30年超のもの
			100 分の96				100 分の96
国債証券 (物価連動国債にあつては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債	a 残存期間1年以内のもの	国債証券 (物価連動国債にあつては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債	a 残存期間1年以内のもの
			100 分の99				100 分の99
			b 残存期間1年超5 年以内のもの				b 残存期間1年超5 年以内のもの
			100 分の98				100 分の98
			c 残存期間5年超10 年以内のもの				c 残存期間5年超10 年以内のもの
			100 分の97				100 分の98
			d 残存期間10年超20 年以内のもの				d 残存期間10年超20 年以内のもの
			100 分の96				100 分の96
			e 残存期間20年超30 年以内のもの				e 残存期間20年超30 年以内のもの
			100 分の93				100 分の93
			f 残存期間30年超のもの				f 残存期間30年超のもの
			100 分の91				100 分の91

政府保証債券	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100 分の99 (2) 残存期間1年超5 年以内のもの 100 分の98 (3) 残存期間5年超10 年以内のもの 100 分の97
金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券(注3)	売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(4) 残存期間10年超20 年以内のもの 100 分の95 (5) 残存期間20年超30 年以内のもの 100 分の93 (6) 残存期間30年超のもの 100 分の91
外国国債証券	(略)		(1) 残存期間1年以内のもの 100 分の93 (2) 残存期間1年超5 年以内のもの 100 分の92
	フランス共和国政府の発行するユーロ建債券	パリ市場における前日の最終の気配相場	(3) 残存期間5年超10 年以内のもの 100 分の90 (4) 残存期間10年超20 年以内のもの 100 分の86 (5) 残存期間20年超30 年以内のもの 100 分の82 (6) 残存期間30年超のもの 100 分の79
(略)			

(注) 1. ～ 4. (略)
2 ～ 7 (略)

付 則

この改正規定は、令和4年10月11日から施行する。

政府保証債券	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100 分の99 (2) 残存期間1年超5 年以内のもの 100 分の98 (3) 残存期間5年超10 年以内のもの 100 分の98
金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券(注3)	売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(4) 残存期間10年超20 年以内のもの 100 分の95 (5) 残存期間20年超30 年以内のもの 100 分の93 (6) 残存期間30年超のもの 100 分の91
外国国債証券	(略)		(1) 残存期間1年以内のもの 100 分の93 (2) 残存期間1年超5 年以内のもの 100 分の91
	フランス共和国政府の発行するユーロ建債券	パリ市場における前日の最終の気配相場	(3) 残存期間5年超10 年以内のもの 100 分の90 (4) 残存期間10年超20 年以内のもの 100 分の86 (5) 残存期間20年超30 年以内のもの 100 分の82 (6) 残存期間30年超のもの 100 分の79
(略)			

(注) 1. ～ 4. (略)
2 ～ 7 (略)

商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新				旧			
別表 3 充用有価証券の種類及びその充用価額等に関する表				別表 3 充用有価証券の種類及びその充用価額等に関する表			
1 (略)				1 (略)			
2 前項の充用有価証券等の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。				2 前項の充用有価証券等の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。			
有価証券等の種類	時価	時価に乘すべき率		有価証券等の種類	時価	時価に乘すべき率	
国債証券 (物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値(物価連動国債にあっては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値)	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)	国債証券 (物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値(物価連動国債にあっては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値)	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)
			a 残存期間1年以内のもの				a 残存期間1年以内のもの
			100 分の99				100 分の99
			b 残存期間1年超5 年以内のもの				b 残存期間1年超5 年以内のもの
			100 分の98				100 分の98
			c 残存期間5年超10 年以内のもの				c 残存期間5年超10 年以内のもの
			100 分の97				100 分の98
			d 残存期間10年超20 年以内のもの				d 残存期間10年超20 年以内のもの
			100 分の96				100 分の96
			e 残存期間20年超30 年以内のもの				e 残存期間20年超30 年以内のもの
			100 分の93				100 分の93
			f 残存期間30年超のもの				f 残存期間30年超のもの
国債証券 (物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)		(2) 変動利付国債	国債証券 (物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)		(2) 変動利付国債
			a 残存期間1年以内のもの				a 残存期間1年以内のもの
			100 分の99				100 分の99
			b 残存期間1年超5 年以内のもの				b 残存期間1年超5 年以内のもの
			100 分の99				100 分の99
			c 残存期間5年超10 年以内のもの				c 残存期間5年超10 年以内のもの
			100 分の99				100 分の99
			d 残存期間10年超20 年以内のもの				d 残存期間10年超20 年以内のもの
			100 分の99				100 分の99
			(3) 物価連動国債				(3) 物価連動国債
			a 残存期間1年以内のもの				a 残存期間1年以内のもの
			100 分の99				100 分の99
国債証券 (物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)		b 残存期間1年超5 年以内のもの	国債証券 (物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)		b 残存期間1年超5 年以内のもの
			100 分の96				100 分の96
			c 残存期間5年超10 年以内のもの				c 残存期間5年超10 年以内のもの
			100 分の96				100 分の96
			d 残存期間10年超20 年以内のもの				d 残存期間10年超20 年以内のもの
			100 分の96				100 分の96
			e 残存期間20年超30 年以内のもの				e 残存期間20年超30 年以内のもの
			100 分の96				100 分の96
			f 残存期間30年超のもの				f 残存期間30年超のもの
			100 分の96				100 分の96
			(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債				(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債
			a 残存期間1年以内のもの				a 残存期間1年以内のもの
			100 分の99				100 分の99
国債証券 (物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)		b 残存期間1年超5 年以内のもの	国債証券 (物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)		b 残存期間1年超5 年以内のもの
			100 分の98				100 分の98
			c 残存期間5年超10 年以内のもの				c 残存期間5年超10 年以内のもの
			100 分の97				100 分の98
			d 残存期間10年超20 年以内のもの				d 残存期間10年超20 年以内のもの
			100 分の96				100 分の96
			e 残存期間20年超30 年以内のもの				e 残存期間20年超30 年以内のもの
			100 分の93				100 分の93
			f 残存期間30年超のもの				f 残存期間30年超のもの
			100 分の91				100 分の91

政府保証債券 金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券(注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの	当該売買参考統計値のうち 平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100 分の99 (2) 残存期間1年超5 年以内のもの 100 分の98 (3) 残存期間5年超10 年以内のもの 100 分の97
	売買参考統計値が発表されていないもの のうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(4) 残存期間10年超20 年以内のもの 100 分の95 (5) 残存期間20年超30 年以内のもの 100 分の93 (6) 残存期間30年超のもの 100 分の91
(略)			

(注) 1. ～ 7. (略)

3 (略)

付 則

この改正規定は、令和4年10月11日から施行する。

政府保証債券 金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券(注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの	当該売買参考統計値のうち 平均値	(1) 残存期間1年以内のもの 100 分の99 (2) 残存期間1年超5 年以内のもの 100 分の98 (3) 残存期間5年超10 年以内のもの 100 分の98
	売買参考統計値が発表されていないもの のうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	(4) 残存期間10年超20 年以内のもの 100 分の95 (5) 残存期間20年超30 年以内のもの 100 分の93 (6) 残存期間30年超のもの 100 分の91
(略)			

(注) 1. ～ 7. (略)

3 (略)